

「障害者優先調達推進法の対象施設」と「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号に規定する随意契約の対象障害支援施設等」について

施設等の区分	優先調達の対象となる 障害者就労施設等	3号随意契約が出来る 障害者支援施設等
障害者支援施設	○	○
地域活動支援センター	○	○
障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）	○	○
小規模作業所	○	○
特例子会社	○	} ※
重度障害者多数雇用事業所	○	
在宅就業障害者	○	
在宅就労支援団体	○	} ※
特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター（共同受注窓口）	○	

※3号随契の対象外となっていますが、同号に規定する「障害者支援施設等に準ずる者」として認定できる基準を定め、認定により以下の一覧に記載のものは随意契約ができるようになりました。

**【障害者支援施設等に準ずる者の被認定者一覧】**

No.	法人名等の名称	所在地	主な取扱物品又は役務	認定日
1	（特非）千葉県障害者就労事業振興センター	千葉市中央区亥鼻 2-9-3	印刷、除草、文房具、災害対策用品等	H31. 3. 22
2	ちばぎんハートフル(株)	千葉市美浜区真砂 4丁目1番10号	ゴム印作成、名刺作成、発送業務等	R2. 2. 7
3	(株)千葉データセンター	千葉市稲毛区天台 6-5-3	印刷、データ入力、文書の電子化、スキャニング、テープ起こし等	R2. 2. 7
4	(株)フジクラキューブ	佐倉市六崎1440	各種文書・名刺の印刷、校内の緑化、環境保全、花壇の管理、植物の栽培、鉢植え出荷、建物内外の清掃、廃棄物の回収、分別、日用品雑貨衣類等の販売	R3. 11. 1
5	大東コーポレートサービス(株)	東京都品川区東品川二丁目2番8号 （県内事業所：浦安市千鳥15番地5 浦安市ワークステーション内）	各種看板デザイン及び製作、挨拶状・チラシ・パンフレット等のデザイン及び印刷業務、図面製本、封筒印刷、横断幕製作、飛沫防止パーテーションの製作、ソーシャルディスタンスマットの製作、トリックアートのデザイン及び製作	R4. 6. 7